

第 70 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2019 年 6 月 10 日 15:00～17:50

◆会場：財務省会議室

◆議題

1. G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議について
2. 「Education Cannot Wait（教育を後回しにできない）基金」への拠出及びその他教育に関するファンドについて
3. パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定（エネルギーインフラ国際展開関連）及び OECD の石炭火力セクター了解改訂について
4. 国際協力銀行（JBIC）支援案件に係わる関係者による不正行為と JBIC による対応および公的融資の貸付実行等について
5. ベトナム・バンフォン第 1 石炭火力発電事業に対する国際協力銀行の融資決定と環境社会配慮ガイドライン違反について
6. モザンビーク債務問題・ナカラ回廊開発への融資に関する同国小農・市民社会との政策協議（11 月 21 日）のフォローアップ

◆参加者

財務省側

1. 今村英章（国際局開発機関課長）
2. 津田尊弘（国際局開発政策課開発政策調整室長）
3. 大浦大輔（国際局開発政策課国際保健専門官）
4. 関口祐介（国際局開発政策課課長補佐）
5. 渡邊毅裕（国際局開発政策課課長補佐（参事官室））
6. 三宅庸之（国際局開発政策課管理係長）
7. 塩崎寛子（国際局開発政策課環境調整第 1 係長）
8. 長岡寛（国際局開発政策課予算係長）
9. 山崎真依（国際局開発政策課（参事官室）地域第 3 係長）
10. 三宅陽裕（国際局開発機関課開発機関総括係長）

JBIC 側

11. 池原学志（電力・新エネルギー第 1 部第 3 ユニット長）
12. 齋藤信（電力・新エネルギー第 1 部第 3 ユニット調査役）
13. 清水勇佑（電力・新エネルギー第 1 部第 3 ユニット副調査役）
14. 小田真弘（電力・新エネルギー第 1 部第 4 ユニット調査役）
15. 角掛宏行（電力・新エネルギー第 1 部第 4 ユニット調査役）
16. 高橋直樹（鉱物資源部第 2 ユニット長）

17. 後藤直拳（業務企画課調査役）
18. 森本聡一郎（業務企画課副調査役）
19. 伊藤祐基（業務企画課調査役）

NGO 側

1. 大野容子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
2. 鈴木康子（気候ネットワーク）
3. 波多江秀枝（FoE Japan）
4. 深草亜悠美（FoE Japan）
5. 杉浦成人（FoE Japan）
6. 木口由香（メコン・ウォッチ）
7. 遠藤諭子（メコン・ウォッチ）
8. 渡辺直子（日本国際ボランティアセンター）
9. 古沢広祐（JACSES／國學院大學）
10. 田辺有輝（JACSES）
11. 宋漢娜（JACSES）
12. 大苫智志（JACSES）
13. 鈴木恵麻（JACSES）
14. 村松千夏（JACSES）

議題 1. 財務省提案議題 G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議について

MOF 津田：

財務省側の議題として、6月8～9日に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議について、手短にご報告させて頂く。漏れもあるかもしれないがご了承頂きたい。お手元にG20財務大臣・中央銀行総裁会議コミュニケ共同声明、いわゆる成果文書をお配りしている。英語と日本語訳の両方載せている。日本語の方をベースに説明させて頂きたい。2日間に渡って会議を行ったが、コミュニケのご説明に入る前に、セッションの建て付けとして開発金融を最初のセッションに持ってきたことを強調したい。通常は世界経済から始まり、その後、例えば国際金融アーキテクチャー、国際租税、インフラなど、非常に具体的な話をしていく。今回は4つのテーマを1つの開発金融セッションとして扱った。具体的に申し上げますと途上国の債務問題、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジのファイナンス、自然災害に対する強靱性・レジリエンスや、カントリー・プラットフォームの議論を行った。各国からどのような反応があったか皆さん疑問があるかもしれないが、各国の発言は紳士協定で具体的には申し上げられない。他方で、このようなセッションを置いたことについて、非常にポジティブな反応があったことは強調したい。その後世界経済を議論して、2日目に国際課税、インフラストラクチャー、高齢化について議論をした。

高齢化の議論の特徴は、20か国の大臣が集まって議論するのではなく、ユニークな取組だが、大臣・総裁の方々を3つのグループに分けて、高齢化の度合いに合わせて議論して頂いた。グループが小さくなることもあり、非常に盛り上がった。

コミュニケのご説明に戻りたい。コミュニケでどういった議論があったか簡単にご説明したい。NGOの皆様と親和性の高い開発的なテーマやインフラについて若干ご説明したいと思う。最初の1パラと2パラあたりは世界経済の現状認識である。マスコミの記事を見ると、こちら辺で貿易を議論したのではないと言われていたが、貿易政策そのものは、まさしく同日週末に筑波で行われていた貿易デジタル経済会合の方で議論されていたが、貿易も含めたマクロ経済に与える影響は、当然福岡における議論の中に入っていた。例えば1の5行目で貿易と地政を巡る緊張、ポリティカルテンションが増大してきたとの認識が確認された。これに対してはさらなる行動をとることがコミュニケで示された。

それから2のところでも、いわゆるマクロ経済政策や構造政策を果敢にとっていくと示されており、2の3行目、下から3つ目、ブエノスアイレス・サミットでの貿易に関する首脳の合意を再確認している3がグローバル・インバランスで経常収支の黒字国と赤字国のバランスである。これについては4行目を見て頂いて、貿易収支だけではなく、サービス収支、所得収支を含む経常収支のすべての構成要素、日本も貿易収支だけではなく所得収支で経常収支の黒字を確保しているところがあるので、経常収支全体で見ることが確認された。

それから、3の下から3行目の右の方だが、過剰な法人貯蓄、誤った財政政策、財・サービス分野の貿易障壁といった、いわゆる構造的な問題などがこういったグローバル・インバランスに関する背景にあることが示されている。4にあるのが高齢化の話で、これは時間の関係上割愛する。

4の下から3行目で「高齢化と金融包摂のためのG20福岡ポリシー・プライオリティ」という文書が出された。これは金融庁で熱心にやっていたもの。高齢化になると、例えば、実際にその金融システムに入っていける人と入っていけない人が色々出てくる問題について議論が行われた。1つの成果がエンドースされた。それから5は飛ばして、6だが、これが途上国の債務問題である。途上国の債務問題には、3つの主体がある。1人は借りている人＝債務国、それから公的な債権者、それから民間の債権者、この3つであると言っている。その3つについて対応策を全部やるということである。6の例えば2行目、IMF、世銀グループによる「様々な角度からのアプローチ」の進捗である。これは様々なアプローチであって色々な事をやっているが、この中に途上国のキャパシティービルディングを背景とし、借りるための能力をしっかりと構築するという取組が入っている。それから公的債権者はこのパラの真ん中あたりに「G20持続可能な貸付に関する実務指針」の実施に関する任意の自己評価とある。このG20の実務指針は2017年に合意されたものだが、これに関する自己評価を任意で行うという初めての試みを実施したところであり、このように公的債権者が自分たちの貸付をしっかりと自己点検する取組を行い、さらにこれを続けるとなっている。

民間債権者については、このパラの下から6行目の1番右側の「債務透明性のための任意の原則」を民間の金融機関の協会である国際金融協会が作成して、そういった取組を支持することが示されたところである。7は質の高いインフラである。こちらは、一緒に配ってもよかったが、このパラグラフの下から3行目の「質の高いインフラ投資に関するG20原則」という新しい原則を作った。今まで質高インフラ投資の文脈では、G20の原則はなかった。2016年9月の中国議長下の杭州サミットにおいて、質の高いインフラの重要性を強調し、そこに色々な要素が書いてあったが、今回はそれをしっかり独立の原則文書として示された。これはホームページにもアップされているので、もし時間があったらご確認して頂きたいと思う。基本的にはそこに書かれている要素を実施していく。

それから、8は災害リスク保険だが、日本は災害国であるので防災・減災に力を入れてきた。そういった国別の取組、それから1つの国だけではなく1つの地域の災害リスクをプールして、保険にかけるといった取組が過去行われていたので、グッドプラクティクス、好事例集を世銀に作って頂いた。それをしっかりと配布してその重要性をディセミネイトしていく。こういった取組である。

9はユニバーサル・ヘルス・カバレッジである。これは3行目の右側の「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20の共通理解」という文書を作った。この文書も財務省のホームページにアップされている。和訳も付けさせて頂いている。色んな事が書いてあるが、例えば経済成長の早い段階からUHCに取り組むべき、国内資金・税・保険料・自己資金、こういったものをしっかり優先的に使いながら、これは開発の文脈なので、援助資金を補完的に使っていく。あるいは1番大事だが、これは保健省だけではできないので、財務省・保健省みんなで力を合わせていかなければならない。民間の事業者や、市民社会の方々にも貢献して頂く。そういうことが書いてある。これは共通理解文書なので政策提言ではないが、こういったことが重要だということをG20で初めて文書の形でまとめたもの。これをコミットしていく。

それから、11は国際課税だが、今回示されたものは4行目の経済の電子化に伴う課税上の課題、いわゆるデジタル課税について2つの柱からなる野心的な作業計画を承認した。基本的には今この瞬間でデジタル課税についてこういうことをしようという方針が決まったわけではないが、それをこういう風に検討していこうという作業計画が今回エンドースされた。具体的には2020年に向けて検討を進めていく。検討の場はG20とOECDで、国際租税に関する議論は基本的にG20/OECDの世界で行われているので、今後、技術的な検討がそちらの方で進められていく。それから、このパラの1番下、「アジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー」。金融ないし租税の犯罪調査のためのいわゆる学習プログラム、キャパシティービルディングを含めて、そういったものを税務大学校に作って、サイドイベントだが国税庁長官も来て、署名式を行った。

それから12以降が金融セクターである。我々が力を入れていたのが、結局今までずっとリーマンショック以降、金融規制を強化してきて、その結果というわけではないが、そういった流れの中で金融市場が分断されているとの指摘がされてきた。その分断をどう対処していくのかを議論しようというモメンタムがあった。初めてG20で文書にして、12の1番下から4つ目であるが、金融市場の分断に対処すると

の意思が示されて、これから具体的な取組が、FSB など、その他のいわゆる規制機関が作成していくことである。13、14 に関しては割愛するが、13 には暗号資産だとか、あるいはそういった分散型金融技術、ビットコインみたいな世界。こういったものに対しての新たな対処を今後新たに考えていかなければならないと書かれている。

古沢：

G20 に向けてこれまでいろんな会議が行われてきたが、特に財務関係で、色々な論点が出てきている。細かく言うといろいろ気になることがあるが、とくに4月に市民社会でC20という会議をしており、色々なテーマがあった。多少とも関連がある内容でC20として提言書をまとめている。今日の話でいうと、我々のC20の中で非常にフォーカスしている点としては、特にインフラ関係であれば様々な援助の中で、途上国での汚職・腐敗の問題をNGOはずっと注目してきた。そこにはなかなか見えにくい不透明性の問題がある。NGOの試算によれば数兆ドル規模の資金がそういう不適正なところへ流れている。これに対して、透明性の強化と汚職に流れることがないように、しっかりとした対応をしてほしいという提案を出している。もう1つは最後に出ていた、これまでもいろんなところで議論され、検討されていると思うが、いわゆる租税関係の課題がある。例えばデジタル化の部分の問題でなかなか課税できないという問題があり、とりわけタックスヘイブンという、これはもうずっと課題になっている問題が持ち越されている。ここに対しての、実際には色々動きがあると思うが、このあたりの動きがもう1歩進んでいくのかどうか。最後の租税の問題、あるいは金融犯罪調査が、これは国際連帯・国際連携として非常に重要な分野なので、今回の会議の中で多少とも何か動きがあるのかどうか、あるいは見通し等がもしあればお話し頂きたい。

MOF 津田：

私個人の専門と若干離れてしまうが、我々が、今年明けてからこの6月までの非常に限られた時間の中でやらなければいけないのがこのデジタル課税だったが、他のところについては基本的には今までの作業を継続していくところが示された。それで、大分飛ばしてしまったが、例えばコミュニケの中で透明性に関する最近の成果を歓迎するとか今までやられて来た作業を随時アップデートする意思を示されたと思っている。この租税金融犯罪プログラムが今後どうなるのかは手元に資料がないが、ただ国際協調についてもアイデアがあるのかなのか、そこは別途させて頂けたらと思う。

続いてインフラについて若干触れさせて頂く。インフラに関して飛ばしてしまったが、インフラ原則は6つの原則からなっている。1点目がインフラの経済の開発に与えるポジティブインパクトの最大化。これはどちらかというと overarching である。2点目はライフサイクルコストでみた経済性。3点目が環境配慮。4点目が環境と近いが、自然災害に対する強靱性。5点目が社会配慮、女性の参加など、6点目は、ガバナンスという新しい原則を取り入れた。そしてこの中に調達透明性や腐敗防止という言葉も入れているので、我々もガバナンスを原則に入れたことは1つの成果になったと思う。原則は5ページから6ページの短い文書だが、我々はこの文書を作って満足するつもりはない。これから実施であると、これはもう麻生大臣も力強く我々にインストラクションを出している。簡単に言うとインフラをどう実施していくか原則で示されたハイレベルの考えと橋渡しが必要になってくると私たちは考えてい

て、今回コミュニケにも書いてあるが、実施を助けるための参考文書のようなものを国際機関に作ってもらった。1点目は調達に関わるもの、2点目はプロジェクト組成、3点目は環境・社会配慮、4点目はガバナンスである。そういう意味では、実施面を重視したいということと、特にガバナンスの面もしっかり実施に移していくべく、これから横展開したいと思う。

大野：

3点ほど質問させて頂きたい。まず1点目だが、2015年に策定されたSDGsの実施に入って何年か経過しているが、SDGsの言葉が見た感じ出てこない。とはいえSDGsという共通の目標に関してどのような議論があったのか、もしあったら伺いたい。2点目は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジについて、「政策提言」ではなく「共通理解」という文書になっているとおっしゃっていたが、特に理由はあるのか。共通理解という文書は初めてだと思うので、なぜそのような形になったのか、差支えない程度にご教示頂きたい。3点目が、ユニバーサル・カバレッジで、やはり問題になるのが国内の資金動員の部分であり、UHCのファイナンスで、国内でいかに資金を動員するかがキーとなるかと思うが、それは裏を返せばいわゆる国際的な税システムをきちんと動かすようにすることがあると思うが、UHCと国際税システムの是正・構築という意味で、UHCの傘の下でどのような国際的な税システムに関して議論がなされたのか、もしお分かりになられたら教えて頂きたい。

MOF 津田：

まず1点目だが、財務大臣・中銀総裁によるコミュニケの中で、SDGsという言葉はそんなに出てくる言葉ではない。ただ、SDGsを日本政府として実施していくための計画の中で、例えば質高インフラや、ユニバーサル・ヘルス・カレッジ、あと割愛したが、まさしく3点目でおっしゃったような国内資金動員のための支援、大体この3つを財務省関連で我々はいつも入れている。それはしっかりコミュニケにもreaffirmされているので、SDGsの達成に向けてという議論があったのかということについてどうこうということはないが、それと同じ方向を見てやっているということは言えると思う。

2点目のご質問の共通理解文書について、語弊があったかもしれないので、多少ニュアンスを訂正させて頂くと、我々は、最初から政策提言めいた原則を目指していたわけではない。このテーマを扱うのは財務トラックとして初めてであり、実質5か月ぐらいの短い準備期間の成果とするには、まずは文書としてしっかり共通理解を作っていこうと。これはG20の文書で、国際機関が入ったものではない。ちょっとした宣伝で、見て頂くとわかる通りコミュニケにAnnexが付いているが、ここに作成を担当した国際機関やワーキンググループが全部記載されている。IMFが作ったとか、OECDが作ったとか。2ページ目のSUDの部分、ここが一番上にJapan presidencyと書いてある。これをアジェンダ化して、まずは共通理解を最初の文書として作っていこうというのが我々のアンビションだった。それに沿って各国にお伝えしたところ、非常に良い取組だとのことだった。我々としてはこれを1つの成果として考えている。

3点目はUHCのまさにShared understandingのこの文書の中に国内資金をしっかりと活用していこうということが書いてある。書いてあるが、それをタックスの文脈でやっているような資金動員のためのキ

ヤパシティービルディングや支援に至るまで議論ができたかというところまでできていない。最初の1歩を踏み出すことができたということが我々の評価である。

田辺：

アネックスについては公開されているものなのか。何か頂けるものはあるか。それは財務省のG20 ウェブサイトに載っているのか。

MOF 津田：

載っている。和訳はあまり付いていない。というのは、基本この文書の和訳は財務省が伝統的に作ったことはない。今回は我々日本が議長であるので、今申し上げた、UHCの共通理解とインフラの原則と、この金融包摂、福岡プライオリティー等については、和訳が付いている。

議題2. 「Education Cannot Wait (教育を後回しにはできない) 基金」への拠出について

大野：

G20の報告を聞きながら、国際保健はこんなに進んでいるが、教育は中々進まないため、何とかならないかと思っていた。今日議題にあげさせて頂いた、Education Cannot Wait という「教育を後回しにはできない」基金は新しい基金であり、今日議題にあげさせて頂いた理由は、前回の協議会で宮原審議官から「G20では教育の議論は難しいけれども、保健も今までの議論の積み重ねがあつてここまで来たという背景がある。教育の国際的な議論があつたら是非紹介してください」という言葉を真に受けて、こういう基金があり、こういう議論があることをご紹介させて頂くことを主目的に、最初の議題を上げさせて頂いた。議題の方につらつらと書いているのだが、基本的には、緊急、つまり紛争や自然災害など今まで伝統的に災害なり紛争なりが起こった際には食料・水・安全な場所・シェルターが基本的な最初の支援になる。しかし、この間、紛争の影響を受ける人々の数が爆発的に増えてきている。1990年代と比べても非常に大きい中で、実際に難民キャンプで過ごす年数も多くなってきている。そこで実際に何が起こるかという、やはりそこで子どもたちにとって教育の空白時間が生まれること、そしてそれが将来の紛争の火種になるケースもありうるということ。実際にNGOとして現場で子どもたちと話し、正直何が必要かと聞くと、学校に行きたい、学びたい、9割くらいの子供たちがそれを言う。とはいえ、ここにも書かせて頂いたが、いわゆる人道支援の内、教育に回すお金は大体2パーセントくらいである。だからほとんどのお金が教育にいかない。2015年に開催された世界人道サミットという大きなサミットがあつたが、そこで人道支援の内、4パーセントは教育に回そうとの目標が設定されたものの、まだそこまでいっておらず、なかなか子どもたちの長期化する避難生活においても教育が受けられないまま、リクルートされて少年兵になるケースや、レイプを恐れて少女が学びの場に行つて学ぶことができない状況にある。それを受けて、「教育を後回しにできない」というすごい名前の基金だと私個人的にも思うが、ダイレクトにその通りで、教育は後回しにできないので緊急事態においても教育にお金を入れて下さい、世界人道サミットにおいて同基金が正式に設立されたという背景がある。ページをめくって頂いて、私の提案書の最後の円グラフを見て頂くと分かるように、今の教育を後回しにしない基金のドナーは、欧米諸国に偏ってしまっているのが現状である。結果、アフリカ諸国あるいは中東の

国々への拠出が大きくなっているところもあるのではないかと。アジアにおいてはミャンマーのロヒンギャへの支援、バングラデシュのコックスバザールにおける支援も Education Cannot Wait でやってはいけるけれども、やはりなかなか様々な緊急下の状態で、アジアで待ってもそちらの方に目がいていないのが実際にあると思っている。そういう流れもあってぜひとも日本政府に対する期待が各国からあるのでこういった基金があるという情報と機会があるならご検討頂きたいということを今日の提案とさせて頂きたい。

MOF 津田 :

なかなか答えにくいところであるが、頂いた意見を踏まえて何ができるかを検討していきたいと思う。

大野 :

そういうご返答にしかならないだろうなと思いつつ議題を出させて頂いた背景が正直ある。ここでのアジェンダには書かせて頂かなかったが、先ほどちょっと立ち話でちらっと申し上げたのだが、例えば、今議論が行われている IDA 第 19 次の増資の中でも政策テーマの 1 つに脆弱国、緊急下における支援も 1 つのテーマとして入っているとお聞きしている。18 次増資の時にそのテーマが入って、19 の今でもその方向性で議論されているとお聞きしてはいるが、様々な国際的な議論において緊急下における子どもたちの教育に限らず、緊急下の国々をどういう風に支援していくか、いろんなことが議論になっていると思う。特に日本の場合は国際保健が主要に立ってしまうが、今後是非いわゆる人的資本の両輪のひとつが教育だと認識しているので、保健という車輪をぐるぐる回して頂きながら、教育の方の車輪も回して頂ければと思っている。

古沢 :

内輪での未確認なので申し訳ないが、ちょっと気になったのが、2016 年のイスタンブールの世界人道サミットに日本政府としてはどんなポジションだったのか、もし情報があったらお願いしたい。例えば先進国というか、そういう国々の拠出はあるが、日本はそれがないということは、コミットしなかったことなのか、この世界人道サミットに参加してないということなのか、不案内なので確認したいと思った。

大野 :

私も完全に把握しているわけではないが、日本の外務省緊急・人道支援課の方が行かれているとお伺いしている。こちらの緊急下における教育への資金拠出に関して言うと、やはりリードをとっていたのは EU で、日本政府がコミットして議論に参加していたことは残念ながら聞いていない。とはいえ、緊急・人道支援課の方が参加なさって議論はされたのではないかと。他の議論の内容については承知していない。もし省庁の方でお聞きのことがあったらお願いしたい。

MOF 津田 :

手元にはないのでわからない。

議題3. パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定(エネルギーインフラ国際展開関連)及びOECDの石炭火力発電セクター了解の改訂について

田辺：

度々財務省定期協議の方に出しているが、石炭火力発電支援の政策的な動きについて2つの観点から質問させて頂く。1点目は国内で現在策定中のパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の策定について。基本的には国内のエネルギーや気候変動政策に関わることが多いが、国際展開というところでCO2削減に貢献するエネルギーインフラの国際展開というセクションがあり、海外におけるエネルギーインフラ輸出をパリ協定の長期目標と整合的に世界のCO2削減に貢献するために推進していくとドラフトの中では述べられている。国際展開についてはJBICやJICAなどが関与してくるということで質問を上げたが、ドラフト段階のため今後詰めていく可能性があるとは承知しつつも、現段階で考えていることがあれば質問したい。

質問1はJBICとJICAのエネルギーインフラ案件においてこのパリ協定と長期目標との整合性をどのように確認していくのかという点である。質問の2点目は、石炭火力発電事業については引き続きJBICやJICAの支援の対象に含まれるという解釈で良いかどうか。それから今後も支援対象に含まれる場合は、石炭火力発電所の新規建設がパリ協定の長期目標と整合的であるという根拠はどこにあるか。ご存じと思うが、国連やいろんな機関が新規の石炭火力の建設についてはパリ協定の目標と整合性が取れないという指摘・分析を多々発表している中で、それに対抗する根拠・分析がなされるのかどうか。質問の3点目だが、整合性を把握することについては何らかの指標を置いて、ある程度定量的に把握をして整合性を見ていくことが必要だと考えている。民間ベースで言えば、TCFDがすでに立ち上がっており、日本政府も積極的に推進している上、民間金融機関もこれに賛同して、これに基づいてポートフォリオの中の排出貢献度、炭素濃度の割合を、定期的に情報開示していくことが今現在進めていると理解している。他方、私がこの質問書を作成した段階ではJBICやJICAがTCFDに賛同する動きは見当たらなかったため、こういったTCFDの賛同表明を行って情報開示を行うことでパリ協定との整合性を把握する1つの指標にはなるのではないかと思い、そのあたりのことで財務省で何か考えていることがあれば聞きたい。

MOF 津田：

頂いた質問は3点あり、なかなかかみ合う形になるかどうか分からないが、1点目の質問のJBICおよびJICAのエネルギーインフラ案件においてパリ協定の長期目標と整合的というのをどう確認するか。JBICは基本的には2015年のCOP21の首脳会談時で総理が発表したAction for Cool Earthや、その後決定された政府の基本文書、エネルギー基本計画やインフラビジネス戦略といった方針を踏まえて、可能な限りこれらとの整合性を見ていくということなのかもしれない。ご案内の通り、JBICが昨年7月に「質高インフラ環境成長ファシリティ」を開始し、日本企業が関与するクリーンな案件への支援に注力しているため、また、パリ協定に基づく長期戦略案を日本では作っているが、そこでも気候変動対策の促進に向けた支援機関でJBICの名前を挙げているため、整合的にやっていくところである。次にJICAについて、エネルギー分野において基本的にはローコスト、ローカーボン、ローリスクをバランスよく満たした支援がJICAの方針であるため、先ほど申し上げたような質の高いインフラパートナーシップやインフラ

システム輸出戦略等のイニシアティブの中で、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーの開発にも取り組んでいるところである。こういった大きな方針の中で JBIC も JICA も真摯に取り組んでいるところである。

質問の 2 は石炭火力であるが、エネルギー基本計画が今年の 7 月に閣議決定された。パリ協定を踏まえて世界の脱炭素化をリードしていくということである。他方で、相手国のニーズに応じて再生可能エネルギーや水素等も含め、CO2 排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案している。「低炭素型インフラ輸出」を積極的に推進する、これが基本方針ということである。その中で、エネルギー安全保障や経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国に限って、かつ相手国から我が国の高効率石炭火力発電の要請があった場合には、OECD のルールも踏まえながら相手国の政策とも整合的な形で、超々臨界圧以上の発電施設について導入を支援する。これが今年のエネルギー基本計画であるため、基本的にはこれに則ってやっていくということである。

質問の 3 点目であるが、TCFD は各機関が自主的に行う取組であるため、JBIC と JICA がどの程度どのような形で気候関連の情報開示に取り組むかは一義的には各機関の決定である。JICA については TCFD 賛同の是非や情報公開内容について、現在内部で検討すると、ボールが JICA にあるということである。JBIC に関してボールは JBIC にあるが、JICA と若干違い、JBIC から聞き取った範囲内では、エネルギーインフラ案件の取組状況について基本的には現在随時公表しているとのことで TCFD の賛同、是非についてはまだまだ検討中であるということである。

田辺：

質問の 1 点目は、Action for Cool Earth とかその他もろもろの方針や計画がそもそもパリ協定とどう整合的なのかということなので、各国の NDC 水準ではいずれにしてもパリ協定の長期目標を達成するのは難しいということは順次言われている通りで、パリ協定の長期目標とそもそも現在の日本の政策や途上国の NDC も整合性が取れていないというのが我々の理解であるため、改めてアップデートしていく必要がある。パリ協定の長期目標との整合性を掲げる以上はきちんとアップデートして頂きたい。質問 2 は残念であるが、エネルギー基本計画の段階とほぼ変わっていないという理解をしたが、これは長期戦略である。エネルギー基本計画は数年おきに変わるものであるから、それを越えた先の戦略を見据えて頂きたかったが、その点は非常に残念である。TCFD については JICA で検討中ということでぜひ引き続き検討頂き、NEXI が賛同しているため、JBIC にも賛同して頂きたい。ただ情報開示についてどこまでやるか、もちろん賛同するのはそれぞれの機関でできると思うが、賛同するだけではなくて、情報開示も含めて少なくとも民間金融機関と足並みを揃えて頂きたい。

MOF 津田：

一点だけ、1 点目と 2 点目はなかなかスタンスの違いやポリシーの違いがあるが、3 点目についても JBIC と JICA の判断が基本的な立場であるが、NEXI が賛同したとか、先月末の段階で賛同した日本の機関が 164 あるとか、そういった状況をきちんと把握した上で判断すると、あるいは判断させるということで最低限やっていきたいと思っている。

田辺：

質問3のところ、JBICもJICAも財投機関債を出していると思うが、財投機関債は海外の投資家があまり買っていないかもしれないが、海外の機関投資家はこういった投資をするときにTCFDに賛同しているかがマストになりつつあるため、安定的な資金調達を考えた際には、賛同することは極めて重要なのではないかと考えている。

次がOECDの石炭火力発電セクター了解の改訂について、現行のセクター了解では2021年の1月1日から開始される第二期における規定強化を目的として、少なくとも今年の6月30日までにレビューを行わなければならないと規定されていて、それについては現状どうなっているかの質問である。質問の4がOECDの輸出信用部会とかアレンジメント参加国間で改訂に向けた何らかの交渉や議論が行われているかどうか、また今後行われる予定があるかどうか。OECD事務局においても改訂に向けて何らかの作業を行っているかどうか。質問5はセクター了解の改訂に向けた日本政府のスタンスを教えてください。質問6は石炭のセクター了解に限らず、大きな課題として非OECD諸国をどう輸出信用の国際的なルールにきちんと競争が保てるように入れていくかという大きな課題があると思うが、それについては2012年に国際作業部会IWGが設置されてルールづくりの議論を行っているというということだが、聞くところによるとあまり進んでいないと聞いている。議論の進捗、日本のスタンスを教えてください。

MOF 津田：

この質問は大変申し訳ないが、非常にお答えが難しい。交渉の現状、OECD輸出信用部会やアレンジメント間でどういうバイナリマルチの議論が行われているかについてはコンフィデンシャル扱いとなっているため、現時点で何かの予断を持って答えることは非常に難しい状況をご理解頂きたい。質問4、5、どちらもそういう議論である。質問6について、IWGでの議論の内容についても基本的には全く同じであると思うが、IWGについては現在事務局が設けられて、少し議論を動かそうという動きがあるようだが、ではそれがどの程度、いつ、どのようになるかは交渉中のことであるため、答えは差し控えたい。

田辺：

質問の4については、6月30日以降にどうなったかを聞けば何らかのご回答が得られることを期待して良いか。

MOF 津田：

少なくとも現行の規定でやるとなっていることがどうなったかについて話ができる可能性はあるかもしれないが、そこで、例えばこれは一切外には黙って今後どうしていくかについて若干オープンエンドにしようという合意がなされて、またコンフィデンシャル扱いが続いた場合には、おそらく答えることができないかもしれない。あるいは何か合意したと、ただと言わないようにしようという合意するかもしれないし、外に出そうという合意しない限り、合意したか合意しなかったかも含めて共有するのは難しいかもしれない。

古沢：

石炭火力の問題は、まだまだ引きずっていくことだと思う。ただ、多少先読みというか、実際高効率石炭火力発電の案件が上がってきた場合に、もちろんその場合には、様々な条件の中で途上国が受入側からの要請ということも含めてだが。そういったケースの時に、多少議論になると思うが、国際貢献という視点での流れで、日本の中ではもしかしてオーケーと出た場合に、気になるのは国際的なパリ協定を含めた今世界全体の状況の中で、そういうスタンスを取ってしまったらどうなるだろうと懸念がある。その時に財務省のポジションとしては財務的な監査というか、それに対する評価をして、結論を出される、そういう状況になると思う。世界的な状況で言うと、いわゆる民間のセクターにおいてはどんどん撤退している状況であるし、また途上国の中でも、例えば石炭をやっているインドなんかでも流れとしてはもう石炭は汚染の問題もあるため、手控えていく動きになって来ている。流れとしてはそういう方向の中で動いている中で、日本の技術はそれなりのポジションであるが、果たして質問 2 あたりになるが、全体のパリ協定の削減目標でどんどん減らしていく、その中で比較した場合にこれはどうだろうか、果たして整合的かという整合的な理由をちゃんと説明できるのか、非常に懸念している。なかなか専門的な話になるので、実際にはいろいろケースバイケースであることも多いと思うが、流れとしては非常に厳しい中で、対応準備をした方が良いと思うが、そのあたりの懸念はないか。

MOF 津田：

基本的な立場であるが、田辺さんから残念だという言葉があってもなお、今我々が言えることは、我々は基本計画に則ってやっていくということ以上のもではない。当然のことながら、一つの融資をやっていく際に、その融資、ファイナンスをやっていく際にはそのダイレクトおよびインダイレクトの影響はケースバイケース。その場合には、我々のエネルギー基本計画は日本政府全体の閣議決定事項なので、エネルギー政策を所管する経産省と、国際情勢を見る外務省ともろもろ協議しながらケースバイケースでやっていくと思う。なので、実際にやろうとなったときに先ほどおっしゃったような事項を一切考慮しないということではもちろんない。そういった諸々を考慮しながら、しかし私が先ほど申し上げたような、相手国からの要請があった場合や、OECD ルールを踏まえてといった条件の中で、基本的には導入を支援するというのが今の計画なので、少なくともそういう国際的な情勢や市民団体の声を無視するというのでは一切ない。そういうことを考慮しながら、しかしなおぎりぎりのラインとしてこれが今の基本計画であるというのが今の立場である。

議題 4. 国際協力銀行（JBIC）支援案件に係る関係者による不正行為と JBIC による対応および公的融資の貸付実行等について

波多江：

議題 4 の提案者となっている波多江と鈴木で一緒に出させて頂いている。まず、背景を説明させて頂く。具体的には 2 つの案件を挙げさせて頂いているが、一般的に G20 のコミュニケの中でもガバナンスをこれから強化する話もあったが、そのような観点からも今回挙げさせて頂いているので、タイミングが良かったと思う。

1点目はインドネシアの西ジャワ州のチレボン石炭火力発電事業である。こちらはこれまで環境社会配慮面での問題について、財務省 NGO 定期協議会でも何度も取り上げている。実際には、2年前の5月にはJBICの環境社会ガイドラインに違反しているのではないかとということで2号機建設に対しても異議申し立て書が住民から出ている。それから現在も環境許認可の取り消しを求める住民の訴訟が、最高裁の判決は出て住民の敗訴は決まっているが、再審請求に向けて住民それから NGO の原告がまだ準備中であるということで訴訟のリスクもまだある状況になっている。JBIC は環境許認可の取り消しが地裁判決で2年前に一度出ているにもかかわらず、さらに判決日を知らなかったということだったが、その一日前に貸付締約を締結されている。それから7か月後に新許認可が出ていて、CEPR という事業者に貸付を実行しているという理解である。現場では丸紅、JERA が出資している CEPR という事業者。そして、EPC を結んでいるのが韓国の現代建設、それから三菱日立パワーシステムズ (MHPS)、東芝であり日本企業も入っている。官民揃ってやっていることがわかる。

今般、環境社会配慮面だけでなく、不正行為があったという報道が4月から複数出されている。それによると、すでにチレボン県、既に逮捕されたので前県知事になるが、当時の知事が現代建設から多額の不正資金を受け取っていたという報道が流れていた。この件についてではないが、別の贈収賄事件でつい最近、5月22日に前チレボン県知事に対して5年の実刑判決が出されている。この後の地元の報道によると、今回現代建設からこのチレボン火力発電に伴う土地紛争の件で、現代建設が前チレボン県知事に対して65億ルピア(約5,200万円)を渡した事についても、今後インドネシアの独立した政府機関である、汚職撲滅委員会が調査をすることは報道でも出ているところである。

このチレボンに先んじて、今年の3月にJBICの支援案件であるタイのカノム4・ガス焚複合火力発電所、こちらの方もMHPSがEPC契約を取り、下請けになっている。そのMHPSの幹部3名が起訴されており、2名が実刑判決を受け、1名は罪状を認めていないという事だったが、こちらでもJBICが絡んでいる案件である。こちらは東京地裁で有罪判決が出ている。これは両方ともJBICの投資金融、プロジェクトファイナンスかと思うが、もちろんこういった不正行為はあってはならないことである。そういった意味ではOECDの理事会の勧告も出ている。JBICのホームページを拝見すると、輸出金融についてはOECD理事勧告に基づいてホームページでどのような対策がなされるかが紹介されているが、他の投資金融や輸入金融などについては何も明示したものが見当たらない状況になっている。

以上を踏まえて質問させて頂く。1つは、JBICの公益性を考えたときにJBICの支援案件でこういった不正行為がある事や日本の事業でガバナンスが弱い事は、日本の海外でのレピュテーションリスクにも関わる。それからもちろん私たち国民のJBICへの信頼が失われる可能性があるのではないかと私たちは考えている。一方でJICAは、規定が2つほど設けられていて、例えば下請けの企業を含む不正行為に関して、入札から外すとか、返済を求めるであるとか、そういった措置ができるように明示化したものがある。私たちとしては、JBICの公益性を考えた上でも、同じような説明責任をJBICに果たして頂きたい。インフラであれば特に投資金融、プロファイが多くなると思うが、それを質の高いインフラにしていくというのであれば、下請けも含めたコンプライアンスの徹底を求めていくべきである。おそらく、JICAのような規定を設けて頂くとか、そういうことが必要なのではないかとと思う。そこで、今回挙げさせて頂

いたチレボンの2号機の案件、それからタイのカノム4では、どういった方針でJBICが不正行為に対して取り組まれているのかという事が1点。それから今後こういったことを防ぐといった意味でもJICAのような規定を設けたりしないのかということについて財務省のご見解を伺いたいと思っている。

2点目は、先ほどから申し上げている通り、JBICの公的性・公益性を考えた上で、こういった贈収賄が起きている案件に、タイの方はわからないが、チレボンについては今もまだ貸付が実行中である。不正行為の可能性のあるものに、これからもまだ貸付をしていくことについて、貸付が正当である理由をしっかりと示して頂きたいと考えている。こういった国民に対しての説明責任や海外でのレピュテーションリスクも含め考えた上で、この点について財務省のご見解を伺いたい。また、こういった不正行為があるという報道や情報が上がってきた場合に、JBICとして当事者である事業者やEPC契約の下請けの企業に直接聞き取るのはありだと思ふ。ただ、その他にNGOや市民社会、あるいは、汚職撲滅委員会といった第三者への聞き取りが重要ではないかと考えている。そのようなことをJBICとして行うべきではないかと考えるが、財務省のご見解はいかがか。

3点目はスペシフィックにチレボンの案件の話になるが、先ほど申し上げた通り、チレボンの石炭火力についての不正行為があったか否かについてインドネシアの汚職撲滅委員会の調査が行われる見込みである。このような案件に貸付を継続することについて、レピュテーションリスクがあると考え。この件について財務省としてのご見解を伺いたい。

MOF 渡邊 :

順次回答をさせて頂く。まず、1だが、チレボン案件、カノム4案件に関するJBICの対応が前提になっていると思われるので、対応の現状を含めてJBICの方から報告をさせて頂きたい。

JBIC 池原 :

まず、ご指摘頂いたチレボンの拡張案件、2号案件だが、これに関して各種確認を行っているところ。不適切な資金の受理の可能性があったという報道は我々も承知しているが、現時点で報道にあったような事実関係は確認できていない状況である。一方で借入人に対しても直接事実関係の確認等を行っているが、報道にあったようなCEPR、プロジェクト実施主体の関与も確認できていない状況である。いずれにしても、私どもとしては報道の今後の動向や、事実関係について丁寧に確認、注視したいと思っており、プロジェクトの融資契約に基づいて判断していく方針である。

JBIC 角掛 :

続いて、もう一つのプロジェクトの説明をさせて頂きたい。カノム郡においてMHPS社が請け負っている火力発電所に関して、同社の元役員が不正競争防止法違反の容疑で起訴されて、その後に有罪になったことは私どもも承知している。私どもとしてはその事案については事業者側から聴取を行うなど、まずは事実関係を確認している。加えてMHPSからは再発防止策の導入を含めた体制強化について確認をしているところである。今後のMHPS向けの支援については、「公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告」の中身も踏まえながら個別に状況を精査し、対応していく所存である。

MOF 渡邊 :

JBIC からも説明があったようにチレボンについては、財務省としても贈収賄の報道が出ているということは承知している。これは今後も注意して見ていかなければならないことは問題意識として持っている。いずれにしても、JBIC において個別の融資で行えること、行えないことはあるので、融資契約に基づいて適切に対応できるように財務省としても監督して参りたい。今後の JBIC 支援案件における不正行為防止に向けた対処方針だが、JBIC は公的輸出信用機関なので、「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」なども踏まえつつ、例えば支援対象となる契約に関して贈賄の事実が支援承認の前に明らかになった場合には当該支援を行わないこと、支援承認の後に明らかになった場合には貸出の停止を行うなどの措置をとることによって贈賄等の不正行為に適切に対応しているものと承知している。2 のところでご指摘頂いたところだが、チレボンの貸付実行の可否、理由について JBIC から説明頂く。

JBIC 池原 :

2 点目の点としては、JBIC としてどのような確認を行っているのかがご質問のポイントと理解している。そしてそれが 3 点目にも関連するわけだが、どういった第三者の確認をやっていくのかもご質問の趣旨かと思う。先ほどの説明と重複するところはあるが、私どもとして確認している点を改めて説明させて頂く。まず、現代建設に関して事実関係確認を行っている。具体的に現代建設から伺っていることだが、報道内容は事実無根であるということ。2 点目は現代建設として、チレボン知事に対して金銭を渡していないということ。最後が韓国紙の報道等もあったが、現代建設として韓国紙に対して贈賄を認めたこともなく、インドネシア汚職撲滅委員会、当局からの照会もなんら受けていない事を事業者経由で伺っているところである。一方で借入人に対しても事実関係を直接確認しているが、借入人として報道にあったような賄賂についても確認できていないことを、社長を含めて借入人として不適切な行為には一切関与していないことを確認しているところである。JBIC としては、報道にあるような中身について確認はできていない状況である。

一方で、我々も不正行為であるとかコンプライアンスは重要であることは認識している。本件に限らず、あらゆる場において事業者、スポンサーに対して、コンプライアンスの意識を高く持ち、法令順守を求めてきているところである。他方で、本件に関して第三者への確認の重要性は我々としても認識しており、どういったことができるのか、できないのかは弁護士も含めて相談しているところである。今ご指摘頂いた、KBK、インドネシア汚職撲滅委員会への聞き取りを行ってはどうかとの提案だが、こちらについてはまずインドネシア汚職撲滅委員会についての我々の認識だが、公務員が汚職に関わる事件等において捜査をする権限を有する組織であると承知している。別の場でもお答えしたかもしれないが、こういった性格の組織に対して、日本の公的機関である JBIC が接触することは適切ではないとの弁護士からの助言も受けており、慎重に対応を検討していきたいと考えているところである。

MOF 渡邊 :

今の回答で 2 と 3 を合わせた形になっているかと思うが、いずれにしても財務省としても、現時点では現代建設がそういった事実を否定していることなども含めて、報道にあるような事実関係を確認できて

いないということである。それを前提として、JBIC としても対応していくことになるかと思う。いずれにしても、今後も動向を注視し、最終的に本プロジェクトの融資契約に基づいて適切に対応できるように財務省としても監督して参りたい。

波多江：

1 点明確に答えて頂いていないレピュテーションリスクに対してのお考えを聞きたいと思ったのだが、いかがか。

JBIC 池原：

まず、私の方から考えを述べさせて頂く。直接的な回答になっていないかもしれないが、先ほども少しお伝えさせて頂いた通り、今このような状況で JBIC としてどのように対応するべきかについては、弁護士等も含めて日々相談しているところである。本件に限らないことだが、その中で 1 つあるのは報道ベースで承知しているが、事実としては確認できていない状況にある中で我々レンダー、公的金融機関として、プロジェクト実施主体に対して悪影響を与え得るような、不利益につながるような行為はし難いことは理解頂きたい。それは貸し手責任として、レンダーズデフォルトなど、極端な話、我々自身が損害賠償請求を受ける可能性もあるため、報道ベースの情報だけではなく、まず注視をし、事実関係を確認することが一番重要であると考えている。

また、証拠の確認をどこまでするのかについては、可能な範囲でできる限りのことという意味で申し上げた通り、事業者も含めて確認しているところではある。改めて申し上げますと、KPK への確認という意味では、先方は捜査当局であるところ、政府機関である JBIC が接触することは適切ではないとの弁護士からの助言も受けており、慎重に考えていかなければならないと考えている。その背景として、我々が KPK に伺って面談を申し入れたときに、JBIC という公的機関が来たことで KPK がどのような反応をするか読めない面がある。例えば可能性として、JBIC という政府機関が来たことにより、KPK の捜査を促す方向に力が働き、KPK 自身が捜査に動いたものの、結果的にシロと判断された場合、それにまつわる費用等、損害を現代建設が被ることになっていれば、JBIC の行為に帰責性ありとして損害賠償請求がなされるということもありうるかもしれない、様々なことを検討して対応する必要があるということで、まずは我々としてはこの動向、事実関係を注視して、その事実関係に応じて適切に対応するということが私どもの基本的な考えである。

MOF 渡邊：

財務省としても基本的に同じような考え方である。皆様からご指摘も受け、皆様方がこれだけ報道が出ているだからこれはクロに違いないというような印象を持たれていることも承知しているところではある。ただそうはいつでも、JBIC としても事実確認をした上で、金融機関として融資契約に基づいて責任ある行動をとる必要がある。報道でこういう内容が示されているというだけで動くわけにはいかないというところだろうと考えている。だからといって JBIC が何も対応しないと申し上げているわけではないので、今後動向を注視していき、融資契約に基づいて適切に対応できるという事であれば対応していく。

波多江：

何点かある。何度か別の場所でも議論させて頂いているが、グレーであるところで契約を止める事が難しいことはわかるが、グレーであることを確かめることも必要であると思う。今のところ現代建設や CPR という事業者を確認されているので、ここがシロと言うのは当然であると思う。一方で、私たちが申し上げている報道や汚職撲滅委員会の 300 頁くらいの文書も請求すれば手に入る。インドネシアの市民社会で手に入るの、JBIC が公的機関だからと躊躇されなくてもレンダーが抱えている弁護士の方が請求すれば出て来ると思う。インドネシアの裁判所類も弁護士が請求すれば見ることができはず。それらに加えて、これからどのような報道がなされるかも、どのくらいレピュテーションリスクがあるかに関わってくると思う。少し申し上げると、現代建設がそれだけ否定されているといっても、汚職撲滅委員会のこの文書には現代建設の方の実名が公開されていたりとか、CPR の事業者の社長の名前であるとか違う方の人名も出てくる。これを全部読むと、銀行口座や架空のコンサルタント契約を結んだ企業名も出ていたりとか、振り込み時期や回数も書かれている。それがまだ確証がないから今回実刑判決を受けていないという事でこれからまだ調査することになっている。だが、もう一つ申し上げると、銀行口座に振り込まれている汚職の時期が裁判に住民が勝った 2017 年の 4 月以降で、それ以降に加速している。これは憶測になるが、これからいろいろなことが報道関係でも書かれる可能性があり、そういったところも含めて動向を注視されることなので、ぜひこういった文書を JBIC、レンダー全体で精査して頂いて、融資契約で今停止できなくてもワーニングを出すことはできるかもしれないし、何かしらの対応はできるのではないかと考えた次第である。

それから、今後ガバナンスを強化して頂くという意味では、JICA の場合は規定がホームページに設けられていて、不正行為があった場合のための窓口も独立したものが設けられている。JBIC も調査権があると伺っているが、どういった調査がされるか。というのも JICA の方ではマニュアルなどで明示化したものがでていいる。同じような公的性質を持たれる JBIC も、これからガバナンスを強化していく話なのであれば、しっかりとした対策の明示化をすることによって、事業者、あるいは下請け、EPC 契約者といったところへのワーニングにもなるだろうし、前向きにその辺を考えて頂きたいと思っている。

MOF 渡邊：

チレボンの件については、指摘して頂いた通り情報収集は重要だと思うので今後も努めていく所存である。それから、ガバナンスの件だが、省内、JBIC と問題意識を共有させて頂く。

古沢：

1 点確認したい。現代建設、事業者に聞くと報道は事実無根であるという答えであり、JBIC では報道のことはまだ判断できないとのことだったが、事業者への確認の仕方はどのようなものだったのか。

JBIC 池原：

現時点のことについては、先ほど申し上げた 3 点は事業者経由で現代建設に確認しているところである。別の場ではお伝えしていたので、先ほどは割愛してしまったが、我々としても確認をして全く問題ないから作業をやめるという事ではなく、今後ともどういった報道が出てくるのか、事実関係がでてくるの

かに応じてどういったアプローチを現代建設にしていくのかという点は引き続き考えていきたいと考えている。

古沢：

色々な案件に対して、特に国を超えての問題や不正行為の場合、そこにどこまでアプローチできるのかは難しいと思うが、今日の冒頭で G20 関連の話にもあった通り、国際的にはこの不正行為あるいは汚職が非常に巨額なものとして潜在的に問題になっている。そしてこの問題がますます大きな課題になっている。ここにメスを入れない限り、これから問題がより深刻化する事を C20 では警告している。その点で言うと、今回のこういったことに対して、リスク管理、検証能力が気になる。場合によっては今回の案件も重大な問題になる可能性があり、融資を停止する、あるいは見直す、どういう対応するかというリスクも出てくる状況だと理解している。そのため、従来の対応で様子を見ているという回答は理解できる点もあるが、実際には内部的には深刻に受け止めて頂きたい。現代建設はやっていない、それで JBIC は判断できないという話だけだと、対応能力として不安に感じる部分がある。JICA ではなぜできていて、JBIC はなぜできないのか、JICA ができるようになったプロセスの中に知見があるはずだが、JBIC はどこまでそれを検討しているのかなど、言えないこともあると思うが内部的に検討していることが無いのかどうか、もし答えられるのであればお聞かせ願いたい。

JBIC 池原：

冒頭の G20 の観点というのは、いなかったので承知していないところがあるが、本件については、私どもとしても継続的に事実関係の把握に努めているところである。そして冒頭に申し上げたが、コンプライアンスの意識は当然に持っており、本件に限らず事業者には厳しく接している。その中で、どういった問題意識をもってどういう確認を行っているかということの詳細には申し上げられないが、厳しく様々に確認を求めているのは確かである。

田辺：

OECD の理事会勧告は、投資金融にも適用されるという理解でよかったのかという点と、OECD の理事会勧告の中で融資契約等の対象となる契約というのが EPC のコントラクターも含むということによろしかったのかどうか、という 2 点をお願いしたい。

JBIC 池原：

まず、一般論として OECD 勧告について、我々としては輸出金融と同様にそれを踏まえてしかるべき対応をとるということで、OECD 勧告を尊重しているところである。一方で、どういった対応を個別案件で取りうるのかについては、繰り返しで申し訳ないが、個別案件の契約の話になるので差し控えさせて頂きたい。

波多江：

関連してだが、例えばカノム 4 では EPC 契約のところでは有罪が確定している。先ほどの JBIC の答えだと理事会勧告を踏まえてこれから精査して対応していく所存とのことだった。しかし、こういったケー

すが JBIC の案件であったときに、これから精査して対応した結果をちゃんと説明されるのか。例えば JICA であれば、入札をこれから何か月停止するということが先ほど述べた JICA の規定に沿ってホームページで出され、外務省のホームページで出されるが、JBIC の場合はどのようなになるのか。

JBIC 角掛 :

先ほどの回答と重複するかもしれないが、契約に基づいて適切に対応することが一義的に重要と考えており、そのための情報収集、状況確認、検討をしている。今、予断をもって、その結果どう対応するかを回答することは難しい。その点は、ご理解頂きたい。

波多江 :

その説明がされるか否かを含めてということか。

JBIC 角掛 :

まずは事実関係と契約に照らして、どういう対応ができるかが入り口としてある。今の説明に関するお尋ねは出口にあたる話であると考え、予断をもって議論をすることは、今の時点では難しいと思う。

田辺 :

タイのケースについて、有罪判決と出ているが。

JBIC 角掛 :

その事実は確認済みであり、それに基づいて、融資契約上、どのような対応を取れるか検討、整理をしている。

古沢 :

有罪判決が出て、契約の中での対応はもう決まっても良いのではないか。こういった事態に対して、どのような対応をするか、対応パターンは出ているのではないか。まだ対応策が出てきていないという回答が理解できない。

JBIC 角掛 :

契約に立ち返って考える必要があり、おそらく先日も一部の方には説明したが、中身に関することになるので、それ以上はお答えできない。

鈴木 :

契約に基づいてというのは契約者に対する話であって、JBIC はその結果を説明する説明責任についてはどう考えているのか。全部を判断した後に、きちんと説明されるべきと考えるか、そこまで考えているのか。また、今回の事例に基づいて、JICA のように何らかの規制のようなルールを作る、もしくはきちんと他のプロジェクトに対してアナウンスするという考えを含めて検討していると理解してよいか。

JBIC 角掛 :

前段の話に関しては、繰り返しとなるが、我々がどういった結論をまとめるかによって、説明の仕方が変わってくると思う。そもそも、説明としてどういったものを念頭におかれているかにもよる。いずれにしても、契約書の中身に立ち返って、検討していく。後段に関しては、組織の話となり、個人の Mandate を超える話ではあるが、我々もポリシーをきちんと有しているの、これに基づき対応していく。JICA の Practice は、参照するべきところがあれば参照するけれども、支援の仕方や考え方の違いもあることを踏まえて、弊行として、ベストな対応を図っていくことだと個人的に考える。

波多江 :

結論によって、説明の仕方が異なるとのことだが、JBIC の案件で贈賄があって、有罪があったということに対して、どういった判断と対策をされるか、その結果の部分を、プレスリリースか何かで説明されるべきではないか。マニュアルがあるのかどうか分からないが、JBIC のポリシーがあるということだが、外から見ると、どのように業務をされているのか見えてこない。そのあたりを含めて、もう少し説明責任や透明性を高める方向で、是非検討して頂きたい。

JBIC 池原 :

私が担当ではないので、承知している訳ではないが、我々として何をやったかについて、どこまでを公にするべきかという問題が当然あると思う。公にすることにより、迷惑を被る第三者の方が多分にいる。チレボンのケースであれば、事業者の方である。公表をすることで、どういった影響がありうるのか、何かプロジェクトに問題を生じえないかということを考える必要がある。その点についても検討しなければならないと考える。

古沢 :

ご苦勞を察する。G20 関連の話をする、4 月に C20 という会議で、この案件だけでなく、特に世界的にインフラ系の汚職や不正は、巨大なブラックボックスとなっており、国際的に非常に大きな問題となっていた。市民社会側は、ここにメスを入れない限り、いろんな問題が深刻化するという危機感を持っている。今回は、その中の一つのケースであり、僭越ながら、JBIC が試されていると思う。どういうふうに対応するか、国際的に注目されている。ぜひ真剣に取り組んで頂きたい。非難するわけではなくて、良くなって頂きたいということで期待している。我々にも出来るところで共有させて頂きたい。何か協力できることがあれば、対応できる部分はしていきたいと考える。内部の問題もあるかと思うが、このケースだけの問題ではなくて、大きな問題の一端であるというご認識で取り組んで頂けると有難い。

JBIC 池原 :

ご提案有難い。私は参加していなかったので、後ほど確認させて頂く。

MOF 今村 :

ご指摘の通り、G20 の議長国として、インフラの原則をまとめた側として、インプリメントしていくことは重要である。ガバナンスの内容がブローダーになっていて、いかに具体的に落とし込んでいくこと

が重要なイシューであると考えている。ご指摘踏まえて、我々もきちんとやっていきたい。

議題 5. ベトナム・バンフォン第 1 石炭火力発電事業に対する国際協力銀行の融資決定と環境社会配慮ガイドライン違反について

遠藤：

メコン・ウォッチの遠藤と FoE Japan の深草から議題提案させて頂いた。質問を 6 点挙げているが、質問 1 と 2 以降については性質が少し違うため、先に質問 1 について質問させて頂き、質問 2 以降は後半にまとめてさせて頂く。

ベトナム・バンフォン第 1 石炭火力発電事業の背景説明をすると、住友商事株式会社が出資する Van Phong Power Company Limited による事業である。今年 4 月 19 日に国際協力銀行（JBIC）が融資を決定。日本貿易保険（NEXI）による民間融資部分への付保が決定している。この案件は、660 メガワット（MW）の「超臨界圧」の石炭火力発電を 2 基建設するものであるため、OECD の公的輸出信用アレンジメント（以下、OECD アレンジメント）に違反していると考えられる。質問は、この件が違反ではないかという点である。

JBIC で、この案件の ESIA が最初 2011 年に完成しており、まだ有効であるということを確認していて、2011 年の ESIA を持って、OECD アレンジメント違反はしていないと説明頂いているが、実際のプロジェクトは、2017 年の ESIA をもって、汚染物質シミュレーションや住民協議が行われている。当然、2017 年の ESIA の完成をもってして、OECD アレンジメントとの整合性を確認するべきではないか。財務省の見解をお聞かせ頂きたい。

MOF 渡邊：

ご指摘の点であるが、ベトナム・バンフォン第 1 石炭火力発電事業に係る環境社会影響評価については、2011 年 5 月にベトナム政府の承認を得た後、2017 年 1 月 1 日以降に更新されているが、これはベトナムの国内法に基づき、情報のアップデートやその他の軽微な更新を行っているに過ぎず、2017 年 1 月 1 日時点で存在していた環境社会影響評価に不備があったものではない。2011 年の当初に取得された承認が有効なものであったこと、2011 年の承認の有効性がその後の更新があった後も引き継がれていることについては、ベトナム政府にも確認をしているところである。2017 年 1 月 1 日までに環境社会影響評価が完了し、石炭火力セクター了解の経過措置でいうところの fully completed となるため、本件におけるその後の更新は経過措置の考え方から問題が生じるものではないと認識している。

遠藤：

本件は 2011 年であるが、最初の ESIA がもっと古いものであった場合、現地政府等からその有効性が確認できれば、最初の時点に立ち返って、OECD アレンジメントの移行期間よりも前だから、このプロジェクトは可能であるという判断をするということになるのか。

MOF 渡邊：

仮定の話であるので、どこまで想定して話せるかということになるが、少なくとも本件については、2017年より前に承認を受けている ESIA がある。しかも、その ESIA の有効なものが、そのまま引き継がれており、有効に引き継がれた ESIA に基づいて本件事業は行われていて、2017年1月1日より前に ESIA は完了していることになる。

遠藤：

後半に移る。後半は、本件の住民移転計画に関して、JBIC の 4 月 19 日の融資の決定の前から、様々な問題点、例えば現地の大気汚染の悪化や適切なコンサルテーションが住民に対してなされていないこと、それから現在も事業の予定地に、移転を拒んで居住をしている住民との裁判が続いていることなどを、挙げてきた。この件に関して、JBIC や財務省、NEXI に文書等で指摘をさせて頂いた。報道でも、補償額への不本意等から、住民移転が進んでいないとされている。こういった問題が現地でありながら、JBIC が住民移転計画を入手せずに環境レビューを済ませて、意思決定を行ってしまった。我々が、住民移転計画を入手せずに行ったことを知ったのは、5 月 14 日の JBIC と NGO との面談においてである。この点に関して、我々は明確に JBIC の環境社会ガイドラインに違反するものであるとし、NGO4 団体から意見書を出して、指摘をさせて頂いている次第である。

質問としては、JBIC のガイドラインの「カテゴリ A（環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト）」については、「大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生する場合」にあたっては、その環境レビューに際し、「借入人等から」JBIC に対して、「住民移転計画（必要に応じ生計回復計画を含む）」の提出が必要とされている。同案件では、97 世帯（379 人）の非自発的住民移転が発生するため、大規模な非自発的住民移転に相当する。この案件において、JBIC が住民移転計画を入手せずに環境レビューを行ったことは、ガイドライン違反にあたると思われるが、財務省の見解はいかがか。

質問を続けると、3 点目として挙げている、5 月 14 日の JBIC と NGO との面談において、JBIC は住民移転計画の未入手の理由として、JBIC が挙げているのは、移転計画を作成した人民委員会が提供に応じなかったという説明だった。また同時に事業者も入手していない、つまり、事業者からも入手ができないとも説明した。但し、質問 2 で挙げたように JBIC は借入人、同案件においては事業者に、環境レビュー前に住民移転計画を JBIC に提出することがガイドライン上の要件であることを知らせ、入手していなくてはならない立場にあったはずである。にも関わらず、事業者から提出されなかったということは、このガイドラインの立場上の任務遂行が果たされていないということではないか。JBIC を監督する立場にある財務省としての見解を伺いたい。

また、住民移転計画に加え、さらに、生計回復計画を含む事業者による移転住民に対する補完的な文書については、これから作成され、JBIC は入手「予定」であるとのことだった。また、移転住民のベースラインデータは政府および事業者が別々に取っているが、JBIC はいずれも入手していないということだった。一方で、入手していない、作成していない状況の中、数年前からすでに立ち退きは実行に移されてお

り、報道されているように住民の生活に大きな影響が及んでいる。こういった状況の中、JBICは「環境チェックレポート」で、「本プロジェクトにより社会経済的な影響を受ける住民等への配慮について、対応計画が策定され、適切な措置が講じられている旨、確認されている」と結論しているが、JBICの手元に必要と思われる基本文書がない。「確認されている」と結論していることは問題ではないか。JBICによる確認はガイドラインの諸要件を充足しないものであると考える。この点において、財務省はJBICの行なった確認が適切に行われたとお考えか。

それからこの案件においては、同案件は2009年にベトナム政府により計画承認されたのち、2010年から2017年にかけて住民移転計画が段階的に作成されたと、上述の面談でJBICは説明した。しかしこの数年間には、移転に関する問題を報じる報道も出ており、また、移転を拒み居住を続ける住民による裁判が係争中である旨を、NGOも指摘していた。このように移転計画がすでに完成しており、さらにJBICは移転をめぐる問題を認識していながら、住民移転計画を入手していなかったことは、ガイドライン上の違反という観点を除いても、JBICが「非自発的住民移転および生計手段の喪失」に係る配慮確認と向き合う際の姿勢として、重大な瑕疵があると考え、財務省の見解はいかがか。最後の点において、JBICはガイドラインに示されている通り、住民移転計画を入手し、レビューを再度行うべきであると考え。またレビューが再度行われ、結果が出るまで、貸付実行を停止すべきではないか。財務省の見解を伺いたい。

MOF 渡邊：

この点については、新しい問題であるので、まずは、JBICより状況を報告する。

JBIC 池原：

多岐に渡っているため、途中漏れがあればご指摘頂きたい。まず、ガイドラインの解釈につき、我々の環境ガイドラインの環境社会配慮確認にかかる基本的考え方があり、ガイドライン上に明記されている。読ませて頂くと、当行は基本的に、借入人等（借入人とプロジェクト実施主体者）から提供される情報に基づき、スクリーニングおよび環境レビューを行う、というのが基本的な考え方となっている。その中で、本件について、ご指摘頂いている住民移転計画のレビュー資料につき、今申し上げた規定があり、基本的にJBICは借入人等から提出を受けることとなっている。住民移転計画を借入人等が策定する場合には、借入人等からの提出を受けることになっている。一方、今回のベトナムの場合のように、現地国政府より住民移転計画が策定され、住民移転や土地収用手続きが行われるケースは、何らかの事情により、住民移転計画の入手が困難である場合もある。その場合、環境ガイドライン上、住民移転計画の入手は、必ずしも求められない。

ご参考までに、ガイドラインは、IFC Performance Standards を満たすように設計されているが、IFC Performance Standards では、現地国政府が住民移転手続きを実施する場合の民間事業者の責任が定められている。事業者は政府が行う住民移転手続きを確認し評価することまでが求められている。加えて、必要と認められる場合において、事業者が生計支援等の追加支援措置を実施することが求められている。JBICは、現地国政府が住民移転手続きを実施する場合、こうした事業者による確認・評価等の状況等を

レビューすることで、住民移転計画の適切性をチェックする。このプロジェクトにおいては、ベトナム地方政府が住民移転計画を策定し実行している。事業者が IFC Performance Standards を踏まえつつ、専門家を起用の上 Audit report を作成している。JBIC はこの Audit report のレビューを行うと共に、地方政府や非自発的住民への直接ヒアリングや、住民移転や収用の法令の確認等を行い、住民移転計画の適切性の確認をしている。結論となるが、レビューのこのような手続きにつき、IFC Performance Standards に適合する。レビューの結果、プロジェクトの住民移転が、JBIC のガイドラインや IFC Performance Standards に適合していると確認している。環境ガイドラインの解釈の説明は以上となる。

続いて、JBIC 自身が直接地方政府より入手していないことに関して、先に述べた通り、ベトナムのように借入人が実施していないケースにおいては、住民移転計画を入手していないことは、必ずしもガイドライン違反ではない。JBIC のガイドライン上も相手国政府等より提供される情報を活用して環境レビューを実施することとしているが、このプロジェクトにおいて、地方政府に対して、住民移転計画の共有を要請したが、個人情報部門の観点から共有が困難と回答があった。

続いて、生計回復計画の策定入手予定につき、前回のミーティングで話題になった点は認識しているが、入手しないと回答したとは記憶しておらず、事実を述べると、事業者がすでに生計回復計画を作成済み、JBIC としても受領している。加えて、事業者のベースラインデータも把握している。

続いて、裁判係争の件、訴訟の提起が行われ、公判の開廷を待っている状況であるに加え、地元政府と住民の間で協議がされているものと承知している。JBIC は、引き続き、訴訟の状況、地方政府と住民の協議の状況及び事業者の対応につきモニタリングによる確認を行っていく。

遠藤：

JBIC の規定につき、今回のように、住民移転計画を借入人等ではないベトナム政府が作成する場合は入手しなくて良いというのは、内部規定であるのか。

JBIC 池原：

入手しなくて良いということではなく、必須ではないと考えている。ガイドラインの基本的な考え方に基づき、当行は基本的に借入人等から提供される情報に基づき、スクリーニング及び環境レビューを行う。一方で、IFC Performance Standards では、ホスト国が実施する場合、今回であればベトナム政府であるが、事業者は、政府が行う住民移転手続きを確認し、評価すると規定されており、必要と認められれば、事業者が生計支援等の追加支援措置を実施すると述べられている。事業者による確認及び生計支援計画等の補完措置は、IFC Performance Standards とも整合的と考える。

MOF 渡邊：

ガイドラインの読み方につき補足すると、文書の提出の義務の規定につき、第一部の 4. (3)カテゴリーA に記載されている。どの文書が提出されなければならないかというところに住民移転計画が入っている。そして、第一部 1. の冒頭 2 段落目に「借入人及びプロジェクト実施主体者（以下、「借入人等」）」と記

載されている。ガイドラインに基づくと、「借入人等」には相手国政府が含まれていない。

田辺：

プロジェクト実施主体者の中に、ベトナム当局が含まれ、「借入人等」となるのではないか。

JBIC 池原：

プロジェクト実施主体者は事業権を付与され、プロジェクトを推進する主体である。

田辺：

住民移転が必要な案件の場合、プロジェクト実施主体者は、関連する造成事業に關与する実施主体者も通常含めるのではないか。

深草：

他に詳しい方がいると思うが、(3)で環境レビューを行い、以下3点の文書が提出されなければならないと記載されている。ESIA 特許認可、住民移転計画、必要に応じて生計回復計画である。「借入人等」に国が入っているかどうかに関わらず、この3点の文書の提出が困難な場合は入手しなくて良いと読み取れるものは一つもないと考える。そこはどうか。

MOF 渡邊：

ガイドライン上、「借入人等」という概念と「相手国政府」という概念は、明確に分けて記載している。例えば1. 冒頭箇所、及び、3. 基本的考え方(3)2段落目など。今回提出しなければならない文書は、「借入人等から」提出されたものとなっている。借入人等から入手できない文書についての扱い方の規定がないのは、確かに読みにくい点ではあるが、IFC Performance Standards に則って今回は対応している。

遠藤：

JBIC は、ベトナムの案件においては、毎回同様に確認しているのか。

JBIC 池原：

他案件については、確認する必要があるが、基本的には同じであるものと思われる。

深草：

共有を要請した際に、個人情報保護の観点から提供できないという理由は、個人情報に関する部分を塗りつぶして、出せる箇所を提出するということはできなかったのか。

JBIC 池原：

どういったやりとりがあったか同席していないので正確にはわからないが、個人情報保護の観点から、共有できないとの回答があった。出し方も含めて共有するのかしないのかは現地政府の判断によるものとする。先述の通り、現地政府から入手することは必須ではない。

深草：

少なくとも借入人等から提出されることは必要で、今回は、移転計画策定主体が政府で、そこから借入人が入手が難しかったからである。あくまで、借入人は基本的にはJBICは提出する必要があるのではないか。

JBIC 池原：

繰り返しとなるが、借入人とプロジェクト実施主体が同一である場合は、プロジェクト実施主体が住民移転計画を策定しているのであれば、住民移転計画を共有頂き、レビューを行う。但し、今回のように、住民移転計画の策定主体が実施主体ではなく、現地政府側にある場合、何らかの事情により入手が困難な場合がある。その場合は、入手は必須ではないと解釈している。

波多江：

我々はガイドラインの策定については、原型から見ており、住民移転計画が重要な 이슈で、根幹となる住民移転計画は提出されなければならないというのが、原則と考えている。今回、「借入人等」の解釈は20年関わっていて初めて聞いた。確かに、ベトナムは特殊なのかもしれないが、例えばフィリピンやインドネシアなどで、政府当局が移転計画を作成した場合、事業者が政府当局より入手して、JBICに提出しなければいけないというのが原則であると我々は認識している。つまり、大規模な移転計画や生計手段の喪失の場合、誰が作成しているかに関わらず、住民移転計画は提出されなければならないと考えている。この原則に基づいて、これまでの議論や解釈をしてきた。ベトナムは事情があって提出できない、あるいは、ガイドラインの改定プロセスの作業で、JBICが運用のレビュー調査をされた際に中東のように移転計画作成が難しいといったケースがあることが示されたこともあるが、原則としての理解はいかがか。

今村：

これは非常に重要なポイントだと考える。但し、時間の制約があり、次の協議会で取り上げるなどし、今回はここまでという形で良いか。他に最後発言されたい方はいるか。

遠藤：

事業者から生計回復計画を入手されているということだが、いつ作成され、JBICはいつ入手しているのか。

JBIC 池原：

入手時期は確認する必要があるが、策定は2018年12月にされている。

遠藤：

入手の時期は融資の決定前か後かどうか。

JBIC 池原 :

決定前と承知しているが、タイミングは確認させて頂く。

遠藤 :

環境レビューを行う際に、生計回復計画についても確認されたのか確認させて頂きたかった。

JBIC 池原 :

その認識は、間違いない。

遠藤 :

今回、初めて内部での判断する規定があることを知った。本件は、我々と JBIC でのガイドラインの解釈が異なっているかと思うので、継続して議論させて頂きたい。

JBIC 池原 :

生計回復手段につき、IFC Performance Standards でも政府の住民移転計画に加えて、事業者も補完的に生計回復計画をすることによって、住民の生計が同等、もしくはそれ以上確保されるようにと述べられている。事業者が外部コンサルに Audit report を作成させ、その上で事業者自身が生計回復計画を策定しているところ、私どもとしても、それらの確認を通じて、IFC Performance Standards で謳っている、住民の生計が同等もしくはそれ以上確保されるものと判断し、今後は適切な履行を見守っていくという立場である。

議題 6. モザンビーク債務問題・ナカラ回廊開発への融資に関する同国小農・市民社会との政策協議（11月21日）のフォローアップ

渡辺 :

私からはモザンビークの債務問題・ナカラ回廊開発への融資に関するモザンビークの小農・市民社会との政策協議のフォローアップという議題を提案させて頂く。この2件について、この協議会で過去何度も話をさせて頂いた。また、JBICには別途場を設けて頂き、具体的な対応などの話をさせて頂いている。一部改善されているところ、一部まだ情報が開示されていないところ、すごく状況がばらついている。しかし、こちらの協議会とは別に、8月と11月に話をさせて頂いた時、いくつかの対応の約束をして下さっているため、そのフォローアップをしたい。特に、債務については、今年の8月には TICAD が予定されているため、状況を確認したい。扱って来た議題はナカラ回廊開発におけるナカラ鉄道の整備事業。これをブラジルのバーレ社と三井物産が共同で行っており、そこに JBIC が約 1100 億円の融資、NEXI が約 1000 億円の貿易保険を出している。全体で約 3000 億円が融資されている。我々の現地調査を通して、強制移転であったり、生計が全く成り立たない暮らし強いられていたり、鉄道が整備のために土地が掘られ鉄道が引かれているものの、そこに歩道橋とか横断道がないことで救急車が通れなかったり、転落事故があったり、あるいは、石炭が剥き出しのままでするため、果物に粉塵が舞って売れないなどの環境被害であったり、それまで旅客だった駅が貨物に変わってしまい、電車が止まらなくなったことで、交通

の便やマーケットが喪失したり、様々な被害が実際に確認されている。この調査は私も現地に入って行い、状況を確認し、ここで伝えさせて頂き、一部答えを頂いている議題である。今日、質問の細かい内容は当方からは読まないけれども、状況のフォローアップとして質問に答えて頂ければと考えている。また、これは後で触れたいが、今日議題 6 ということで、2 つ追加で資料を提出させて頂いた。大変申し訳ないが、議題資料提出締め切りが 5 月 28 日だったところ、5 月 29 日と 6 月 1 日に現地で 2 つの報道が出てきた。今話をさせて頂いたナカラ回廊開発と、質問で出させて頂いているモザンビーク政府への借款にも関わることなので、後で触れさせて頂く。まずは質問への回答を頂ければと思う。

JBIC 高橋 :

10 点質問を承っているため、そちらに対して回答する。まず初めに、2017 年の 88 箇所の対応箇所について。横断上での危険度が高いということで、歩道橋、地下道、フェンス・壁、警告板・標識等の設置を行った 88 箇所に関して、どのように現地で情報が公開されているのかについて。この点に関しては、事業者が 88 箇所を決める段階でパブリックコンサルテーションを通じて、村のリーダー・住民・現地政府等のステークホルダーに対策予定箇所に対する説明を行い、ステークホルダーからの同意を得た上で、対応を実施し、情報共有をしていると認識している。

2 点目について、今対応しているのが 2016 年で 52 箇所、2017 年で 88 箇所と、合計 140 箇所だが、今後はどのような対応をするのかというご質問。この点に関しては、事業者の中で特にリスクの高い箇所の評価を行い、対策する箇所を特定していく。具体的には、市場や学校が存在するため住民が線路を渡る頻度が高い箇所、居住地や農地などの所有地が線路をまたがって存在する箇所、見通しが良くない箇所、住民による線路横断が見られる箇所、待避線や駅が見られる箇所、住民からご要望頂いた箇所と、こういった箇所をリスクの高い箇所と認定しており、こういった中で特にリスクが高い箇所を重点的に対応していくと事業者は言っている。これは毎年随時調査をし、状況をアップデートしている。人口動態であるとか、その中での経済の動きとか、リスクの対応が必要な箇所が変わっていくため、ここは継続的な評価と対策が必要であると認識している。事業者は、2018 年に 140 箇所に加えて 72 箇所の対応をしていると言っている。こういった対応を事業者としては続けるというコミットメントをしているため、我々としてもそういった対応をしっかりとフォローしていく。そういった対策箇所の特定に関しても、先ほど申し上げた通り、現地の住民を巻き込んだ形で必要な箇所を特定していく。これに加えて、渡辺様から、ないしは高橋様から受けた情報を事業者にも伝え、そういった情報を参照した上で対策箇所をしっかりと特定していくと考えている。

3 点目の鉄道がどれほど往来するかについて。旅客車両に関しては週 1~2 往復、時刻表は事業者がホームページに公開しているとのこと。旅客駅にも掲載しており、確認することは可能。ご要望があれば、弊行からリンク先をお示しすることもできるため、そういった要望があれば是非言って頂ければと思う。貨物に関しては平均して一日一回程度通っている。

次に 4 点目、「事業者もモニタリングに 100%慣れていない中で、対応がパーフェクトではないのは確認されている。事業者が建設したものの不具合についてはきちんと対応することと、長らく要望があった

のに対応できていないことは確認できなかったが、雨漏りやヒビ割れ等の要望が一部見られたことは、我々が直接現地でモニタリングスタッフを派遣した中で確認した。」の具体的な対応についてのご質問ですが、実際には、事業者に関して家屋の引渡し後 2 年間は事業者の費用で修繕を行うと約束をしている。加えて、建設時の不備、建設自体に問題がある場合、期限の定めなく事業者の費用で修繕を行い、対応をしていることを 2018 年 6 月に実査した時にも住民にも事業者にも確認している。こう言った苦情申し立てのメカニズムも住民の方々に認知はされていると、住民に質問をする中で確認されている。また、2018 年 11 月にモアティーズ周辺で確認したところによると、主要な移転エリア、ナンプラやリバウエやマレンマにおいては、事業者自らが専門部署のスタッフを派遣し、移転住民とともに提供住居の状況確認を主体的に行っている。問題があれば、そこで吸い上げて主体的な対応をしていると確認をしている。こう言ったことがなされていることを今後もしっかりと確認していきたいと考えている。

5 点目のモニタリングした場所を具体的に示して頂きたいとの点について。これに関しては、2018 年の 6 月と 11 月に実際に実査をして、現地の住民の方々と話をしている。2018 年 6 月、この時にはナンプラ周辺、ナミナ、ブウェット、リバウエ、マレンマの移転を実際になされたコミュニティーの住民の方々と訪問して話を聞いた。2018 年 11 月の際にはモアティーズ・炭鉱周辺の集団移転地を訪問して話を伺った。加えて、現地の実査以外にも事業者が提供されるモニタリングレポートで状況を確認している。あとは先ほど申し上げた通り、移転を強いられた住民の居住エリアに対しては、事業者がモニタリングスタッフを派遣し、このスタッフによって週次および月次で生計支援状況が事業者内に報告されている。事業者としてもしっかりと実施していきたいと言っているため、我々も確認していきたい。

6 点目は、公害や騒音などによる子供や果樹への影響。騒音や大気汚染の影響について渡辺様からご指摘を受けたが、こう言った内容を事業者に伝えた結果を知りたいとのご質問である。まず我々のやっていることの説明だが、事業者から定期報告を受けながら大気質および騒音の水準が現地基準・国際基準の範囲内であることをまず定期的に報告をさせた上でこちらが確認をするというのが第 1 である。第 2 は頂いた話を事業者に伝えた上で確認をした話だが、騒音については車両および線路の保守を適切に実施することに加え、騒音影響へのモニタリングを実施し、必要に応じて音がうるさい原因のブレーキパッドの交換、車両の点検、メンテナンスと言った対応を取っていると確認している。大気汚染に関しては、列車による石炭灰の粉じん対策として貨車に積まれた石炭に粉じん抑制剤を塗布し、粉じんの飛散を防ぐ対応をしていると確認した。今後も現地で我々が把握しきれていないところの情報が極めて重要だと感じているので、ご指摘を承りながら、問題ある箇所は事業者にも共有しながら定期的にモニタリングを実施していきたいと考えている。

次に 7 点目、8 点目、9 点目。これはモニタリング結果の公表に関するご質問なので、まとめて話をさせて頂く。弊行の環境ガイドライン上、モニタリング結果を現地において一般に公開されている範囲内で弊行も公開すること。受領しているモニタリングレポートは貸し手である弊社含むレンダーの報告のために事業者がまとめたものである。そのため、一般への公開は事業者としては想定していない資料である。こういった形でこのモニタリング内容が現地に共有されているのかということ、我々としても確認をした結果、住民説明会やコールセンターが設けられており、現地住民からの質問を随時受け付け、そ

の中で大気質の測定値等の情報を共有し、事業者による対応の実施の説明を行うという対応はなされている。加えて、渡辺様、高橋様、その他関係者様が実際に弊行にお越し頂き、お話賜る際には、一般に紙で公開になるとなかなかハードルが高く、ウェブで公開というのは辛いですが、実際に口頭でお見せしながら、可能な限りの情報提供というのは引き続き続けさせて頂きたい。是非このセッションを続けていければと思っている。

次に 10 点目の「60 箇所の具体的な内容について、2018 年を終えたところでできる限り情報提供したい。」について。これは 72 箇所に増え、申し訳ないが、詳細については今事業者を確認をしているところ。またこの情報がまとめればご報告をさせて頂く。

次に、政策協議会での発言について。補償に関して、問題解決のための対応をスピードアップするよう伝え、両社が対応すると回答をしたと協議会でお伝えしたが、この対応がどうなったかについて。今日、先ほど話にあげたように、事業者としてはこれまで以上に住民説明会をしっかりと行い、コールセンターで現地住民の直接の質問に答える中で、各種「クレーム」というと少しおかしいが、現地での苦情を受け付けていると確認をしている。

次に 2 点目のモニタリングを続けると、新しいコミュニケーションとは具体的に何を指すのかを示して欲しいという質問。こちらに関しては、融資を決定した立場として弊行は定期的にモニタリング実査を行っており、年に一回は現地に行って住民と対話をするを続けていきたいと考えている。直近で、先ほど申し上げた 2018 年 11 月に訪問をしたが、今月もナンプラに訪問をして実査をする予定である。

次に三番目のモザンビークの債務問題に関して、日本政府がモザンビーク政府への資金提供をストップしている点について現在どういった状況が教えて頂きたいとのことだが、公的金融機関ということで、IMF のポリシーをしっかりと踏まえて、債務の持続可能性に留意をし、認められた範囲内で融資をする。こういった方針に変わりはないということである。

最後に TICAD が 8 月に開催されるが、モザンビークに対して新たな投資や融資の案件が予定されているのならば、具体的に申し出てもらいたいという質問に対して、申し訳ないが、現時点で具体的なことは何も申し上げることができない。頂いた質問へのご回答は以上である。

渡辺：

細かいところで、2 年間は修繕の補償をしているけれども、「建設時の不備だった場合には期限を設けずに対応する」といった時に、元々の建設の不備をどのように判断するのか。あるいは、モニタリングをした場所を教えて頂きたい。というのも、これまでご対応をされている内容をご説明して頂いているけれども、現地で目視・確認される状況と、「〇〇郡で対応している」といったときに、実際にその郡に住んでいらっしゃる住人の声とズレがある。郡といってもすごく範囲が広い。そういうところで、具体的にどこをモニタリングしたのかをおっしゃって頂ければ、「ここはまだだね」などのズレを直していけるということで、お願いをさせて頂いていた。ただ、先ほどおっしゃっていたように、ここで情報は出せないけ

れども、別途ご訪問した場合には出せる資料があると認識をした。可能であれば今お答えして頂きたいが、不可能であったら、また別途場を設けて情報提供をして頂きたいと考えている。

ただ先ほどのガイドラインの解釈の話も通じるが、本来、公共性の高いはずである鉄道の建設についても、もともと日に1、2回走っていた旅客が週に1、2回に減らされ、その代わり毎日のように粉塵を飛ばす貨物列車が通るとか、誰のための開発なのかといった時に、住民が圧倒的な影響を受けている。プラスして生計改善の話もベトナムの案件で出ていたが、なぜ具体的にモニタリングした場所を聞きたいかというと、住民にとって元の暮らしからガラッと変わることには違いはない。強制移転させられて、それまでずっと使っていた土地が使えなくなる。JBICもこれまで30ドル稼いでいたところを10ドルになってしまった、だから20ドルを補償すれば良いという話ではないことは分かっていると、おっしゃって頂いている通り、もともといた方にとっては元のような生活を取り戻すことが、権利が満たされることになる。そういう状況の中で齟齬をどう埋めていくか努力が必要であると考えている。この事業については行ってしまった事業なので、こういう対応について一個一個話しているが、先ほどの議論、議題の4や5にも通じるが、根本的に融資の前にどういったことを確認していかなければいけないのか。ガイドラインをどのように実際に運用していくのか。先ほどG20のコミュニケなんかでもガバナンスにどう対応していくのかがあったかと思うので、具体的な、細かいことも事例として積み上げていく必要もあるが、個人的には大枠のところではどういう風に現実とのズレを埋めていくのかとか、財務省あるいはJBICとしてどういう対応が有り得るのかを話す場が必要なのではないかと感じたことを、一言質問の回答をもらう前に添えたい。

最後に、気になったのだが、財務省の方が知っているかもしれないが、最後のページの③と3については借款も含めて伺いたい。モザンビークに対して新たな円借款というのを2017年度以来止めていることがあるので、ここがどうなっているのかを伺いたいのと、この3番がなぜ具体的に今話してもらえないのかが分からなかったのので、その辺りの事情も併せて回答願いたい。

MOF 渡邊：

円借款に関しても申し訳ないが、現時点で具体的な案件の状況などについてこの場で話すことはできない。モザンビーク政府の債務問題に関しては、JBICと同じように債務持続可能性については留意して検討するということになろうかと思う。

渡辺：

ちなみに、具体的に止まっていたことをこの間ずっとこの財務省の協議会でも確認してきていて、再開する判断があったかどうか分からないということなのか。

MOF 渡邊：

代理で出席しているため、その点は改めて回答したい。

渡辺：

改めて頂けるということですのでよろしくお願いする。もし JBIC で先ほどの質問で、ここでご回答頂けることがあればお願いしたい。

JBIC 高橋 :

手元に詳細な情報がないため、また継続協議ということにさせて頂ければと思う。

渡辺 :

私の方でも、現場の方でズレが見られていて、今月末にも現地の NGO と農民たちが調査をすると聞いているため、頂いた情報を現場の方に戻して、引き続き継続の協議をさせて頂ければと思う。もう一つ、追加で配布した資料のうち、表面が日本語になっている、CLIN 社が国庫への納付額を減らし、11 億ドルをモザンビークから流出させたという記事で、まさに JBIC が融資をしているナカラ鉄道整備の案件に関わるものであるため、ここで共有させてもらう。要するに、CLIN 社が、本来収益で国庫に入れるはずのものを、この記事によると、株主であるバーレと三井物産が 2018 年度の第 3 四半期中に 11 億ドルをモザンビークから引き出して、アラブ首長国連邦に拠点を置く両社の支社に送金したことを確認したとあるが、UAE はご存じの通りタックスヘイブンという、その話は G20 のコミュニケの中でも出ていたかと思う。その中で結局 CLIN 社が、財務諸表等を公開していないので、11 億ドルについて目的やどういう風な資金の利用をしているかが分かっていない中でこういった事業が行われている。伺いたいのが、この報道についてまずご存じかどうかということと、JBIC、財務省としてこの報道を受けて、ご存知ならどういった対応をしているのか、ご存知ないならこの記事を見て今後どういった対応をするのかをお伺いしたい。

JBIC 高橋 :

この報道に関しては弊行も確認して、不当に利益、益金を課税逃れのために第三国に移したということであれば問題であろうと、事業者にも確認した。結果として、事業者の説明としては利益金を課税回避のために第三国に移転した事実はないということであった。これが確認した内容である。

渡辺 :

それ以上の確認はする予定はあるのか。

JBIC 高橋 :

まず事業者として、そういった説明を我々にしているということで、虚偽の情報を報告するとなれば融資契約上も大きな問題となってくると思うので、そこが事実であるかというところも、フォローアップというか、例えばこの会社の財務諸表に関しては弊行も確認できる立場にあるので、まだ完成していないが、2018 年の財務諸表を見ればそれが本当であるのか嘘であるのか、ある程度分かるかと思うので、そういったところもしっかり確認していきたい。

渡辺 :

ちなみに、これは公的資金を使った融資なので、先ほどのどこまでの説明をどういう風にオープンにす

るかという議論が重なってはいるが、財務諸表を入手した場合に共有してもらうことは可能か。

JBIC 高橋 :

これはあくまで事業者が、例えば上場会社である場合は、それを公表する義務が発生するということがあるが、非上場会社である中で、これをオープンにというのはそこまでは弊行として求められる立場にはないということである。

渡辺 :

今日は時間がないかもしれないが、この間議題 4~6 にかけての話を伺っていると、融資をする際、貿易保険をする際に、ガバナンスと債務の持続性の観点からと、どういう具体的な政府なのかと、人権をきちんと現場で守っているのかという観点も含めて、どういう風なリスク分析を事前に行っているのかということが、なかなか見えてこない。融資をしてしまってから、する前からいろんな声があるにもかかわらず、そういった事実を NGO 側からこの場を通じて届けているにも関わらず、融資を決定されて結局こういう報道が出てきて、できる事実確認といえば、事業者に確認をするしかないということで、住民の側から見たら割を食っているというか、被害が起きているだけということで、事前に予防するのは非常に難しいことを実感として感じている。これを今どうこうは非常に難しいが、もし財務省としてこういった状況を受けてリスク分析とか、事前のものとして、こういったことをすれば良いという見解とか認識がもし今あれば教えて頂きたい。

MOF 渡邊 :

直ちに今結論を出せるわけではないが、環境面に関しては、JBIC の環境ガイドラインに則って行うのが第一かと思う。先ほどから出ている贈収賄の関係は環境とは別の問題となるので、あの点はあの点で財務省としても今後も注意して確認していかなければならないということで、問題意識は省内で共有して、JBIC とも共有しようと思っている。直ちにこの場でこういう対策を取るという約束は私限りではできないが、G20 のコミュニケで出ているガバナンスという点に関しては、今後も省内上げて取り組んでいかなければならないと思うので、その点は関係者一同に共有したいと思う。

渡辺 :

もう一つの記事で、日本としても問題として認識をしている債務隠しの発端になった、元大統領がお金を流す形で同国の諜報機関が作った、エマタム社という、表向きはマグロ漁船というか漁業会社で、結局裏で同国の諜報機関と繋がっていることが明らかになっているのだが、これによる債務隠しで非常に大きな問題があって、IMF と日本も新たな借款を提供しないことを決めている、判断の基になっている件がある。このエマタム社の債務を返すのに、国会の審議なしに CD 州沖で行う天然ガス開発の収益を充てると。本来国民に返済するはずの収益をエマタム社という未だ真相が解明されていない企業の債務の返済に充てるということで記事が 6 月に出ているので、こういったことも踏まえた上で、先ほどの借款の件はご検討頂き後日回答頂きたい。今日はナカラ鉄道の話をしたが、その先にはナカラ空港とナカラ港湾があって、ナカラ空港の方はブラジルが関わっている。ナカラ港湾の方はブラジルのバーレ社と JICA が関わっているが、空港の方で、ブラジルでの裁判で、モザンビークの元の財務大臣にキックバックが回

っている、当時のブラジルの大統領と繋がっていた、そこで裏でキックバックが回っていた、ブラジル側からそういうことが明らかになっている。これらは違うように見えて、出てくるアクターが全て同じ。三井物産、バーレ社、元財務大臣、あとはインフラ大臣、プラス現ニューシ大統領。そのうち繋がってくるのではないかということで NGO や市民社会は報道を見守り、両国から情報収集している。議題の 4~6 に関わることだが、実施してしまっただけで住民に影響を与えてから融資を止めるとかではなく、事前にその国の状況を把握しながら、いかに被害を最小限にとどめるのか、あるいは事業をやらないという判断をするのか。そういった方向で今後検討して頂きたいということで、引き続き協議をさせて頂ければと思う。